



年末・年始特別警戒

今年も残すところあとひと月となりました。これからの季節は寒さが厳しくなり、家庭や職場などで石油ストーブやコタツ、ファンヒーターなどの暖房器具を使用する機会が多くなります。

今一度火の取り扱いについて、以下の内容を確認し良い年末・年始を迎えましょう。

- ①ストーブの周りに燃えやすい物を置かないなど、暖房器具の取扱いに十分に注意しましょう。
- ②火を使って調理する際は、その場から離れないようにしましょう。離れる際は必ず火を消しましょう。
- ③年末の大掃除の際は、家具などの裏にあるコンセントプラグも掃除しましょう。
- ④ゴミや古新聞などは定められた日時に出し、家の周りに燃えやすい物を置かないようにしましょう。
- ⑤お出かけ前や就寝前には必ず火の元を確認しましょう。

お 願 い

降雪、積雪により佐井村内の道路は大変狭くなります。そしてここ数年、自宅前・自宅付近への車の路上駐車が多く見られます。それにより消防車、救急車などの緊急走行の妨げになりますので路上駐車をしないようご協力をお願いします。



みなさんの家の住宅用火災警報器は大丈夫ですか？

新築住宅への義務化が適用された平成18年6月1日から10年以上が経過しますが、古くなった住宅用火災警報器は電子部品の寿命や電池切れなどで火災を感知しなくなることがあります。日頃のお手入れを忘れずをお願いします。設置する場所は基本的に「寝室」となっていますが、1階のほかに2階の部屋も寝室として使用のご家庭は、「2階の寝室」と「階段（踊り場）」にも設置しなければなりません。

また、青森県内においても火災が多く発生していますが、その火災の際に設置していた住宅用火災警報器が作動し住民が避難して命が助かった例があります。万が一に備え、尊い命や財産を守るためにも住宅用火災警報器を設置しましょう。

住宅用火災警報器を設置しましょう！

